

参考資料2 普及職員研修制度に関する現行の規定

法律	告示（運営指針）	局長通知（ガイドライン） 本文
<p>（協同農業普及事業） 第14条 この章の規定により交付金を交付される「協同農業普及事業」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。 二 専門技術員又は改良普及員が次条第2項、第3項又は第5項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。 三 地域農業改良普及センターを運営すること。 四 普及協力委員が第14条の7第2項の規定により活動を行うこと。 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。 六 改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。</p> <p>2 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>一 普及指導活動の基本的な課題 二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する基本的事項</p> <p>三 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する基本的事項</p> <p>四 普及指導活動の方法に関する基本的事項 五 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項</p> <p>3～4 （略）</p> <p>5 協同農業普及事業は、この章の規定により交付金の交付を受ける都道府県が、運営方針を基本として定める協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）に従って、これを実施するものとする。</p>	<p>第3 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する基本的事項</p> <p>近年の農業分野における技術革新並びに農業者等のニーズの多様化及び高度化に対応するため、技術指導能力及び経営指導能力を中心に総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、専門技術員及び改良普及員の研修の充実強化に努めるものとする。</p> <p>特に改良普及員としての経験年数の少ない者に対しては、基礎的な指導能力の向上が図られるものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>また、高度な知識・技術や広い視野を有する専門技術員及び改良普及員を確保するため、試験研究機関、農業関係部局等との計画的な人事交流の推進に努めるものとする。</p>	<p>第4 専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する事項</p> <p>1 普及職員の資質向上に当たっての基本的考え方 普及活動において、技術革新や多様化・高度化する農業者ニーズに対応し、また個々の経営全般に対する支援、環境と調和した持続性の高い農業生産方式への転換といった分野へも対応するため、普及職員の資質向上を積極的に推進する。また、普及職員の資質向上に当たっては、普及活動に求められる知識・技術の習得に加え、知識を農業者に伝える普及活動手法の習得、また個々の普及職員の能力が十分に発揮されるような体制整備も含め、総合的に取り組むことが重要である。</p> <p>2 普及職員の研修 個々の普及職員の資質向上を図るため、普及職員に対する研修の充実強化が重要である。この場合において、特に次の研修を充実強化することが望ましい。 新任改良普及員に対する実践的な能力を早期に付与する観点から行う試験研究機関や先進農家等における技術研修 経営支援実践能力向上のための通信教育の活用や専門学校等への派遣による研修 また、普及職員の研修に当たっては、普及職員が農業、農村の動向、技術の進歩等に的確に対応した活動を行い得るよう、国の実施する研修の活用も含め、次の(1)及び(2)により計画的・体系的に行う。</p> <p>(1)専門技術員の研修 ア 研修計画の作成 県主務課長は、毎年度、専門技術員の意向及び専門技術員として今後重点とすべき指導の内容等を踏まえ、研修課題、研修の受講者、研修の方法、研修の期間等について研修計画を作成する。 研修計画作成に当たっては、別紙1「専門技術員研修の基本的な考え方」を参考とするとともに、専門技術員の研修に対するニーズの把握とその反映に努める。</p> <p>イ 研修結果の報告 県主務課長は、専門技術員から研修結果について報告を受け、次年度の研修計画にその結果を反映させる。</p> <p>(2)改良普及員の研修 ア 研修基本計画及び研修実施計画の策定 県主務課長は、改良普及員の研修を計画的、体系的に実施するため、専門技術員におおむね5年間における改良普及員の研修に関する研修基本計画及び年度毎の研修実施計画を作成させ</p>

法律	告示（運営指針）	局長通知（ガイドライン） 本文
<p>6 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 普及指導活動の課題</p> <p>二 専門技術員及び改良普及員の配置に関する事項</p> <p>三 <u>専門技術員及び改良普及員の資質の向上に関する事項</u></p> <p>四 普及指導活動の方法に関する事項</p> <p>五 その他協同農業普及事業の実施に関する事項</p> <p>第14条の2～第14条の3（略）</p> <p>（専門技術員及び改良普及員の研修）</p> <p>第14条の4 都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るため、計画的に、専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならない。</p>		<p>るよう努める。</p> <p>この場合における研修基本計画及び研修実施計画の策定に当たっては、別紙2「改良普及員研修基本指針」を参考とするとともに、改良普及員の研修に対するニーズの把握とその反映に努める。</p> <p>また、専門技術員は実践事例の蓄積やその分析等を通じて、より効果的な普及活動手法を確立し、これを改良普及員に対する研修に活かすものとする。</p> <p>イ 研修結果の報告</p> <p>県主務課長は、研修結果について所長を通じ専門技術員から報告を受け、次年度の研修実施計画にその結果を反映させる。</p> <p>3 人事交流の促進</p> <p>普及職員の総合的な指導力の向上を図る観点から、普及職員と試験研究機関の研究者や農業関係部局の行政職員との人事交流について計画的に推進していくよう配慮する。この場合において、運営指針の第2の事項（＝専門技術員及び改良普及員の配置に関する基本的事項）についても配慮する。</p>

2 専門技術員研修の基本的考え方及び改良普及員研修の基本指針

局長通知（ガイドライン）	
別紙 1：専門技術員研修の基本的考え方	別紙 2：改良普及員研修基本指針
<p>1 研修の考え方 専門技術員の研修については、普及技術水準の高度化等が要請される中で、専門技術員の指導力の向上を図るため、国及び県段階の研修を強化するとともに、併せて専門技術員の調査研究・研究会活動を有機的に組み合わせて、効果的に実施する。</p> <p>2 国及び県の役割分担と研修の内容 国及び県の役割分担を明確にし、それぞれの段階において次の研修を実施する。 (1) 国段階 国段階においては、次の研修を実施する。 新任者研修 新任者に対して、普及事業の推進方向、普及指導活動の基本的考え方、専門技術員の役割と活動、改良普及員研修の在り方等に関する集合研修を実施する。 専門技術研修 高度、先進的な技術等に関する集合研修を実施する。 農政課題研修 国段階での当面する農政の重要課題に関する集合研修を実施する。 (2) 県段階 県段階においては、国段階の研修を活用するとともに、海外派遣研修、国内留学研修、専門技術自己開発研修等を積極的かつ計画的に実施する。</p> <p>3 調査研究・研究会活動等の強化 (1) 調査研究活動 最新技術の現地適応・実証等の調査研究活動を、専門技術員の指導力を向上させる観点から充実強化する。 (2) 研究会活動等 調査研究活動の成果検討、当面する普及指導活動の共通課題の検討、専門項目に関する情報交換等についての研究会活動等を全国及び地域ブロックにおいて充実強化する。</p>	<p>1 考え方 この基本指針は、改良普及員の資質の飛躍的な向上を図るため、経験年数等に合わせて研修目標を設定し、目標を達成するための研修を体系化するとともに、普及センター、県及び国の研修に対する役割分担を示したものである。</p> <p>2 経験年数等に応じた研修目標 改良普及員の研修目標は、経験年数等に合わせて次のように設定する。 (1) 期【基礎指導力の確立（新任期）】：経験年数おおむね3年まで 経験年数おおむね3年までを新任期と位置付け、改良普及員が実践的指導を行うのに必要な普及指導方法、技術・経営等に関する基礎的な指導力の確立を目標とする。 (2) 期【専門指導力の確立】：経験年数おおむね4～10年 個別農家、生産組織、学習・研究・実践集団等の抱える技術、経営課題を適切に指導するために必要な専門技術、経営管理能力及び普及指導方法等の向上を図ることにより、専門的な指導力の確立を目標とする。 (3) 期【総合指導力の確立】：経験年数おおむね10年以上 専門技術をより高度化すると同時に、これらの技術を基に地域の組織化、地域の活性化等の地域の総合的な課題について適切かつ効果的に指導するために必要な総合的な指導力の確立を目標とする。 (4) 期【企画・管理力の確立】：経験年数おおむね15～20年以上 改良普及員の組織的な活動強化、改良普及員の研修の効果的実施、普及センターと他機関との連携強化等、普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上必要な能力の確立を目標とする。</p> <p>3 普及センター、県及び国の役割分担と研修の内容 普及センター、県及び国の改良普及員に対する研修の役割分担を明確にし、それぞれの段階における研修を体系的に実施する。 (1) 普及センター段階 新任期研修、現地課題解決研修及び自己能力開発研修を現地普及指導活動等の日常業務を効率的に組み合わせ、専門技術員との連携を図りつつ、現地の課題に即したより実践的な研修を実施する。 新任期研修 新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するために、先進農家研修及び現地課題実証研修を中心に実施する。その場合、研修計画を改良普及員ごとに作成、実施するとともに、指導助言を行う改良普及員（例えばトレーナー等）を明確にし、日常活動の中で実践的指導力を高めるよう、新任期の改良普及員の早期養成を図る。 現地課題解決研修 経験年数おおむね10年までの改良普及員に対して、適切な指導助言が行える改良普及員の指導を受けながら、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修を、日常の業務を通じて行う。</p>

局長通知（ガイドライン）

別紙1：専門技術員研修の基本的考え方

別紙2：改良普及員研修基本指針

自己能力開発研修

改良普及員自らが、普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発、向上するために、グループ学習の実施、団体・民間研修、通信講座への参加等を積極的に行う。

(2) 県段階

県の実状に即して、新任期研修、技術・経営強化研修、総合課題解決研修、企画・管理研修、留学派遣研修等を改良普及員の経験年数等に応じて体系的に実施する。

新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修を実施するとともに、実践的な指導力を養成するため、大学校、試験場等における研修を実施する。

技術・経営強化研修

経験年数おおむね4年以上の改良普及員に対して、高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修を実施するとともに、経営、流通、情報等に関する研修を実施する。

総合課題解決研修

経験年数おおむね10年以上の改良普及員に対して、地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決するための研修を実施する。

企画・管理研修

経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員に対して、改良普及員の組織的な活動強化、改良普及員の研修の効果的実施、普及センターと他機関との連携強化等、普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸問題を解決するための集合研修を実施する。

留学派遣研修

経験年数4年以上の改良普及員に対して、研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法を習得するために、海外派遣研修、国内留学研修等の留学派遣研修を実施する。

(3) 国段階

国段階（全国及び地域ブロック）で統一的に実施することが必要な新任期の改良普及員及び普及センター所長の研修並びに農政課題等の研修を実施する。

新任期研修

新任期の改良普及員に対して、農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向、普及指導活動の進め方等に関する集合研修を実施する。

農政課題研修

国段階で統一的に実施することが効果的な農政の重要課題に関する集合研修を実施する。

技術・経営研修

国段階で統一的に実施することが効果的な高度・先進的な技術及び経営課題、漁家普及課題等に関する集合研修を実施する。

普及センター所長研修

新任の普及センター所長を中心に、農政課題、組織運営等に関する集合研修を実施する。